

ジュリア・ロバーツと言うと、「プリティ・ウーマン」や、最近ではロンドンを舞台にした「ノッティングヒルの恋人」、さらに公害問題に挑む3人の子持の調査員を演じた「エリン・ブロコビッチ」等、幅広く活躍する、超人気女優だ。

最近、彼女は、インターネットの世界でも一躍有名になった。彼女の名前を使った「ジュリア・ロバーツ・ドット・コム」なるホームページを商標権侵害で訴えたからだ。

訴えられたのはニュージャージーに住む男性で、これ以外にもアルパチーノと言つような有名映画スターの名前を含むドメイン名を五十以上登録していた。

「ジュリア・ロバーツ・ドット・コム」では、本人とは

加藤 幹之 富士通ワシントン事務所長
ニューヨーク州弁護士

関係の無い写真を掲載し、しかも、これらのドメイン名をオンライン上で競売にかけていたようだ。

インターネットが爆発的に増える中、オンライン上で会社や個人の住所や氏名を表示するためのドメイン名を悪用したり、商売の種にする事件が急増している。「ビジネス・ドット・コム」とか「Y2



「ジュリア・ロバーツ」はだれのもの

Kドット・コム」というようなだれもがすぐ使いたくなるようなドメイン名は、何億円かで取引されたというふうなうわさが出る。

個人名や一般的な地名、名称でも何でも登録して、後で売りつけるという例もあとを

絶たない。「ニューヨークヤンキース・ドット・コム」も訴訟中だ。

世界のドメイン名はICANN(アイキャン)という非営利の国際団体が、全体的なルールを作っている。ドメイン名を割り振ったり、新しい

ドメイン名を検討することに加え、ドメイン名にまつわる紛争を、ICANNが認定する紛争処理機関を通じてオンラインで迅速に解決する制度を作り運用を開始した。

ジュリア・ロバーツもここで勝訴したが、被告が裁判所に提訴し、現在も係争中なのだ。ICANNでは、紛争解決の枠組みは作ったが、何が

著名な商標や表示であり、従って、他人が勝手に登録することを拒否できるのかの国際基準は統一されていない。

アメリカでは昨年十一月に「反サイバースクワッティンク消費者保護法」が成立した。これは、後で他人に売りつけ

る等の不法な目的で、他人の商標と類似のドメイン名を登録、使用することを規制するものであるが、まだ適用は限定的である。

十六日まで横浜で開催されたICANNの国際会議でも結論は出なかった。早急な国際ルール作りが望まれる。

1998年7月12日 読